互助組合の貸付を御利用ください

互助組合 (082)228-1386

令和4年1月1日から貸付利率を引き下げ、さらに借りやすくなりました!

【簡 単】一般資金の貸付は、申込書等3枚のみの提出です(添付書類不要)。

【早 い】申込締切日からおよそ20日後に希望する口座に振り込みます。

【低金利】次表のとおり、低い利率で借りやすいです。



A銀行		互助組合		互助組合
車購入	1.9%~ ※条件有	一般 (用途不問) ^{※住居土地資金除く。}	1.00%	20~200万円
フリーローン	3.3%~13.3%			
教育	2.5%~ ※条件有	特別 (教育等)	1.00%	20~100万円

借替

現在借受中の同一種類の貸付の償還回数が24回(2年)を経過したら、借替ができます。申込額から償還残金を差し引いた金額を送金します。

例 令和4年3月18日で償還回数が24回目の場合 同一種類の借替申込みは、令和4年3月19日以降です。

一括償還

余裕資金ができたとき、いつでも全額償還することができます(一部償還はできません。)。 互助組合のホームページの様式集の「一括償還申出書」を御提出ください。

退職時に償還残金がある場合

退職手当から自動で控除されます。控除しきれない場合は、不足額を振り込んでください。

また、退職手当が県から支給されない市町費負担教職員等の方も、振込による償還となります(市町等により異なります。)。

互助組合「旅行券」の一部有効期限延長について

互助組合 (082)228-1386

平成 23 年度までリフレッシュ厚生計画等の事業で配付していた旅行券について、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い使用することができない状況にあるため、つぎの旅行券の有効期限を延長します。

有効期限の変更に気をつけて御利用下さい。

発行年度	有効期限	延長期限	
平成12年度	平成32年6月30日		
平成22年度	(令和2年6月30日)		
平成13年度	平成33年6月30日	令和5年6月30日	
平成23年度	(令和3年6月30日)	节和3年6月30日	
平成14年度	平成34年6月30日 (令和4年6月30日)		